

お宅の住宅用火災警報器は鳴りますか？



本市では、平成20年6月から全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ住宅用火災警報器を設置していないご家庭は、大切な命や家財を守るため、必ず設置しましょう。「いざ」というときに正しく作動するためにも、日ごろから定期的に点検することが大切です。この特集のお問い合わせは、予防課☎459-7803へ

3月1日(金)～7日(休)は春季全国火災予防運動期間
『火を消して 不安を消して つなぐ未来』
(2023年度全国統一防火標語)

火災種別のトップは「建物火災」です 未然に防ぐためのポイントも紹介

昨年の市内での火災発生件数は45件で前年の37件から8件増加しています。火災種別では、建物火災が最も多く、前年から6件増加して26件で、全体の58%を占めています。建物火災の出火原因の多くは「たばこの不始末」や「電気機器からの出火」となっており、毎年火災原因の上位を占めています。

火災を未然に防ぐために、たばこの吸い殻を適切に処理する、コンセントは清潔にする、コンロから離れるときは料理中でも火を消す、放火されやすい物は屋外に置かないなど、日頃から身の回りに潜む火災発生の原因となる危険を取り除き、火災を防ぎましょう。

■過去3年の火災種別と発生件数

火災種別	3年	4年	5年
建物火災	19	20	26
車両火災	1	1	2
その他の火災	16	16	17
合計	36	37	45

住宅用火災警報器の必要性

4年の調査では住宅火災によって全国で約1,000人の方が亡くなっています。その中の約半数が、火災に気付くのが遅れたため、避難が間に合わなかったという「逃げ遅れ」によるものです。高齢者(65歳以上)の割合も年々増加しています。火災を早期に発見し、速やかな避難ができるよう、住宅用火災警報器を必ず設置し、定期的



に点検をして、火災から自分自身や、家族の命を守りましょう。

交換時期を知っていますか？

住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上経過しています。初期に設置された住宅用火災警報器は、見た目に異常がなくても、電子部品の寿命や電池切れなど消耗・劣化により火災を感知しなくなる可能性があります。本体の寿命は10年が目安ですので、設置から10年を過ぎたものは交換をお勧めします。

定期的に点検をしましょう

住宅用火災警報器を点検しないと、不具合に気が付かずに使い続けてしまい、いざというときに、火災の発見が遅れて被害が広がる恐れがあります。住宅用火災警報器が正しく作動するように、必ず定期的(月1回程度)

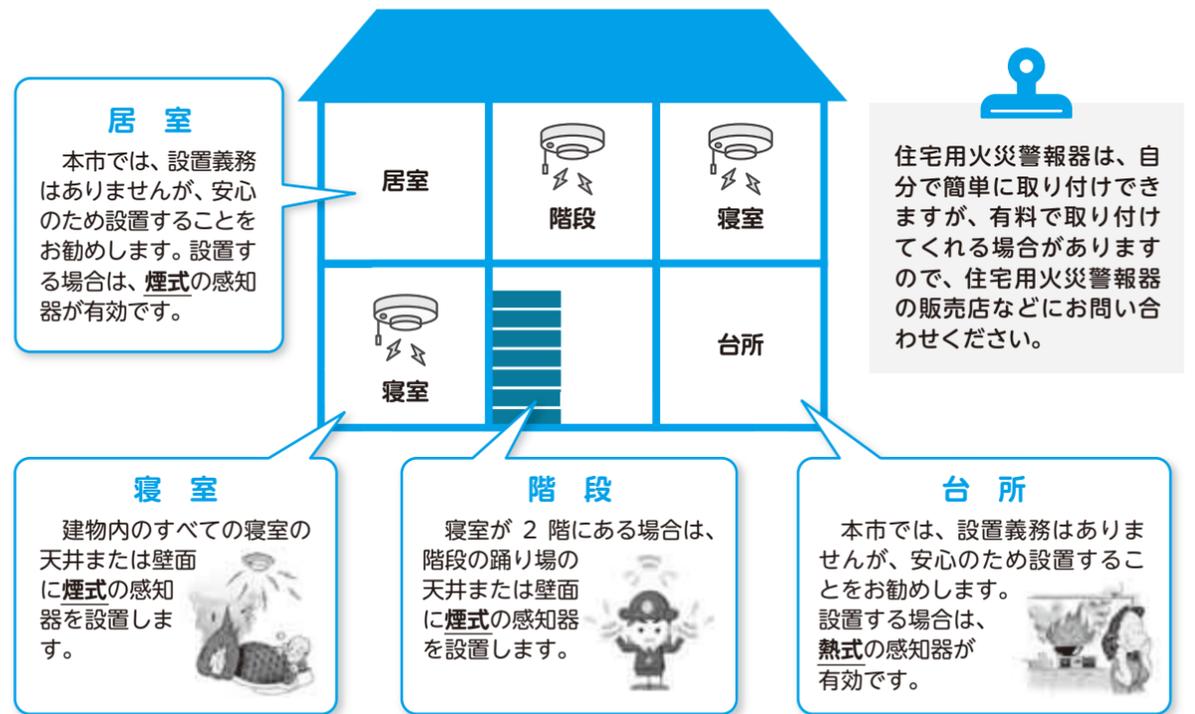
に点検をしましょう。

点検方法は、機種によって、ボタンを押すものと、ひもを引くものがあります。ボタンを押したり、ひもを引いたりするとテスト音が鳴ります。鳴らない場合は、電池がセットされているか確認し、それでも鳴らないときは、電池切れ、機器本体の故障が疑われるので、取扱説明書の確認を。



住宅用火災警報器の設置位置について

本市では、下図のとおり、寝室と階段に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。国の定める技術上の規格に適合する製品には、合格の表示がされていますので、購入の際には日本消防検定協会の検定に合格した適合品を設置してください。



募集 八千代市廃棄物減量等推進審議会の市民委員

一般廃棄物(ごみ)の減量等に関する事項について審議するため、八千代市廃棄物減量等推進審議会委員を募集します。

▼資格 市内在住の成人で、年に数回行う平日昼間開催の会議に出席できる人。また、本市の審議会等委員を5つ以上兼ねていない人 ▼募集人数 3人 ▼任期 6月1日～8年5月31日 ▼報酬 1回出席につき7000円 ▼応募方法 4月1日(月)必着で住所・氏名(フリガナ)・日中連絡のつく電話番号・生年月日・年齢・主な職歴・応募理由・審議会等委員の経歴を記入した任意のA4用紙と応募理由を交えた「八千代市のごみに関する問題・改善策等について」をテーマとした8000字程度の作文を提出。〒276-1850 八千代市大和田新田312-15 八千代市役所旧館2階クリーン推進課へ持参、郵送のほか、ちば電子申請サービスからも応募できます ▼その他 ①書類選考で決定し、応募書類は非公開、返却しません、②選考結果は応募者本人に通知します、③応募者の個人情報、当該選考以外に使用いたしません、④提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消すことがあります (クリーン推進課☎421-6769)

通所型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職との面談や集団でのプログラムを通じて、できるだけ介護が必要な状態にならないよう、自己管理する力を身につけるサービスです。費用無料。

▼対象者 次の①②のいずれかに該当する65歳以上の人 ①介護保険の認定が要支援1・2の人、②基本チェックリストで生活機能が低下していると判断され、総合事業の対象者として登録された人 ▼募集人数 10人 ▼実施時期 4月6月、週1回2時間程度、全12回。9回の通所と3回の訪問サービス ▼実施場所 市内介護老人保健施設(送迎あり) ▼申込先 電話でお住まいの地区の地域包括支援センターへ【勝田台】☎(481)35115、【阿蘇・睦】☎(488)95255、【村上】☎(405)4177、【八千代台】☎(406)5576、【高津・緑が丘】☎(489)4655、【大和田】☎(484)6611 (福祉総合相談課)

6年度ふれあい大学校学生の追加募集

広報やちよ1月15日号で募集したふれあい大学校学生について、定員に余裕がありますので追加募集します。詳しくは長寿支援課、支所・連絡所で配布する入学案内や市ホームページをご覧ください。6年4月1日現在で市内在住の60歳以上の対象(平成27年度以降の健康福祉コース卒業生は除く。一般教養コースのみ卒業した人は応募可)。申し込みは3月15日(金)までに願書を長寿支援課、支所・連絡所へ提出してください。(長寿支援課☎421-6737)